

景観形成重点地区

◇ 都心軸沿道地区／県庁通り沿道（該当する場合のみ添付）

事項	景観形成基準	チェック	計画・配慮した事項	備考
形態	1. 街並みに調和し、洗練された落ち着いた着きのある外観の形態とする			
意匠	1. 街並みに調和し、洗練された落ち着いた着きのある外観の意匠とする 2. シャッターは設けないか、パイプ製シャッター等の開放的なものとする 3. 工作物・設備は、直接目に触れない		シャッター（有・無） 形状 色調（マンセル値）	
壁面の位置の制限	（※県庁通りの境界から） 1) 敷地面積 $\geq 250 \text{ m}^2$ ・ 1 F $\geq 3.0\text{m}$ ・ 2 F以上 $\geq 1.0\text{m}$ 2) $150 \text{ m}^2 \leq$ 敷地面積 $< 250 \text{ m}^2$ ・ 1 F $\geq 2.0\text{m}$ ・ 2 F以上 $\geq 1.0\text{m}$ 3) 敷地面積 $< 150 \text{ m}^2$ ・ 1 F $\geq 1.0\text{m}$		壁面後退距離（1 F m） 壁面後退距離（2 F m） 壁面後退距離（1 F m） 壁面後退距離（2 F m） 壁面後退距離（1 F m）	
素材材料	1. 外装材は耐久性が高いものとし、光などが強く反射する外装材は使用しない			
敷地の緑化	1. 積極的な植栽を行う 2. 壁面後退空地は歩道部分と調和がとれた修景とし、植栽配置を工夫し、歩行者通行空間を確保 3. 隣接地と連続した歩行者空間を確保			
かきさく塀等	1. 沿道沿いは、かき、さく、塀等を設けない 2. 壁面後退区域の隣地境界線沿いのかき、さく、塀等は大きく沿道から後退 3. 高さ、材質、色調に配慮した開放的なもの			